

みつわ台テラスハウス 4 丁目 12 番緑化協定

(目 的)

第 1 条 この協定は庭の緑を豊かにし、やがてみつわ台地区がみどりに包まれ、鳥の舞う街となり、住いの環境を快適なものにすることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協定はみつわ台テラスハウス 4 丁目 12 番地緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の締結)

第 3 条 この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 20 条に基づいて締結するものとする。

(協定の区域)

第 4 条 協定の区域は、千葉市みつわ台 4 丁目 12 番 1,4 から同番 23 までの別添図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第 5 条 この協定は、法による認可を千葉市長より受けた日から起算して 1 年以内において、2 以上の土地所有者等（法 14 条に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者等」という。）が存することとなったときから効力が発生することとなり、このとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等になった者に対してもその効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第 6 条 第 1 条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有し又は地上権若しくは、賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。

2. 植える木は、ハイツ内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣的环境保全に役立つことが必要である為、それに適する樹木を次のものから選び、植栽することとする。

1) 花または葉を楽しむ木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ、アベリヤ等。

2) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、アンズ、ザクロ、リンゴ、ナシ、クリ等。

3) 鳥が寄ってくる木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ピラカンサス、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤツデ、アオキ、カクレミノ、ツゲ、グミ等。

4) 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチヨウ、ニセアカシヤ、カイヅカイブキ、マテバシイ、ウバメガシ等。

(植栽樹木の保護及び管理)

第 7 条 植栽した樹木の病虫駆除，施肥，剪定等を樹木の保護及び育成の為，年1回以上実施する。

2. 植栽した樹木が，増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として，移植するものとし，枯損した場合には，補植する。

(協定の有効期間)

第 8 条 協定の有効期間は，効力が生じた日から10年間とし，期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は，さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第 9 条 協定事項を変更しようとする場合は，土地所有者等全員の合意により，法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第 10 条 この協定は，新らたに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから，土地所有者等は，所有地等を譲り渡した場合，新らたに土地所有者等となった者に対し，この協定内容を明らかにするものとする。

(代表委員会の設置)

第 11 条 この協定の効力が生じた場合は，この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため，協定区域内の土地所有者等のなかから互選により，若干名の代表委員を選出し，年2回以上の代表委員会（以下「代表委

員会」という。)を行なうものとする。

2. 前項の規定により選出された代表委員のなかから委員長，副委員長を各1名ずつ選出するものとする。

(違反者等に対する措置)

第12条 第5条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し，代表委員会は，協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

2. 前項の要求があったのち，3ヶ月を過ぎても要求のあった事項を実現しない者に対して，代表委員会は，協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定書は「代表委員会」の委員長が保管し，各協定者はその写しを保有するものとする。

以 上